

2023
November

11

広報

このまちを、もっと好きになる

ふくちやま

Fukuchiyama City Public Relations

—12月4日から12月10日は人権週間です—

人権週間
特集号



あなたと、あなたの大切な人の 「自由」と「尊厳」を守るために

目次

- P2～5 みんなでつくろう人権尊重のまち福知山！
- P6 誰もが自分らしく生きられる社会に
- P7 すべての子どもとその家族の相談窓口
- P8 ご存じですか？やさしい日本語
- P9 障害のある人もない人も共に生きる社会をめざして
- P10 人材育成事業 沖縄人権文化体験研修
- P11 STARの活動について
- P12 認知症のひとと共に暮らせるまちづくりをめざして
- P14 人と人の温かい心がこだまし合うまちづくりへ
- P15 身元調査お断り運動

「世界人権宣言」は、二度の世界大戦が起こり迫害や虐殺などの人権侵害が横行した20世紀の反省から、1948年に国連総会で定められた「基本的人権尊重の原則」となるものです。

あらゆる人が「誰にも侵されることのない人間としての権利」を生まれながらに持っていることを表明したこの宣言は、すべての国、すべての人が守るべき最低限の共通基準とされています。

全30条からなる世界人権宣言では、奴隷として扱われないこと、不当に逮捕・拘束されないことだけでなく、健康で幸せな生活を送ることや、絵や音楽など文化を楽しむことも、全ての人が持っている権利としてうたわれています。

あなたや、あなたの大切な人、世界中のすべての人々の「自由」と「尊厳」を守るために、私たちは何ができるでしょうか。まずは、知ることから始めてみませんか。

／こんなときは／

人権ふれあいセンターに行ってみよう！

人権ふれあいセンターでは、人を大切にし、人と人がつながり地域のみなさんがほっこりできるコミュニティの場となるよう様々な活動を行っています。

同和問題をはじめ、あらゆる人権問題を解決することを目的に、人と人のつながりを大切にして、お互いを認め合い、偏見や差別のないまちをつくるため、センターごとに様々な取り組みを行っています。

おじいさん おばあさんが引きこもりがちで心配…	▶	地域福祉事業	月1回のふれあいデイサービス 貯筋体操教室 高齢者サークル事業など
コロナ以降、子どもたちの元気な姿がみられず寂しい…	▶	地域交流事業	文化教養教室 文化祭などのイベント 世代間交流事業など
子どもたちに差別やいじめ、戦争を許さない心を持ってほしい…	▶	人材育成事業	児童館との連携で「差別を許さない人材育成計画」に基づく人権講演会や研修の実施など
役所からの手紙の内容がわからない… 職探しが一人では不安 どうしたら介護サービスが受けられるの？	▶	相談事業	生活や福祉、就労などに関する地域包括支援センターなど関係機関との連携、同行訪問など

私たちが人権ふれあいセンターの職員です！



相談したいことがあったら、私たちが待ってます！お電話でもどうぞ！

※人権ふれあいセンターの取り組みには、市内にお住まいであれば、どなたでも参加できます。
施設によって取り組み内容や時間が異なりますので、それぞれの施設にお問い合わせください。

■人権推進室 TEL24-7021/7022・FAX23-6537

連絡先	電話番号
堀会館	23-3927
南佳屋野会館	27-6009
下六人部会館	27-0194
さわやか館	38-0328
きらめき館	37-1311

みんなでつくろう 人権尊重のまち福知山！

本市では、「福知山市人権尊重推進条例」と「第4次福知山市人権施策推進計画」に基づき、全ての人の人権が尊重された社会づくりを進めています。

人権尊重のまち 3本柱

条例の理念を実現するために、「保護・救済」「協働・支援」「人権教育・啓発」を3本柱とし、人権施策を進めています。

保護・救済

人権侵害を受けた人の相談・支援体制を充実します。

協働・支援

市民・団体・事業者・市、共に人権尊重のまちづくりを進めます。

人権教育・啓発

相談などの中から見えた課題に対応するための、「気づき、考え、行動する」人材を育成します。

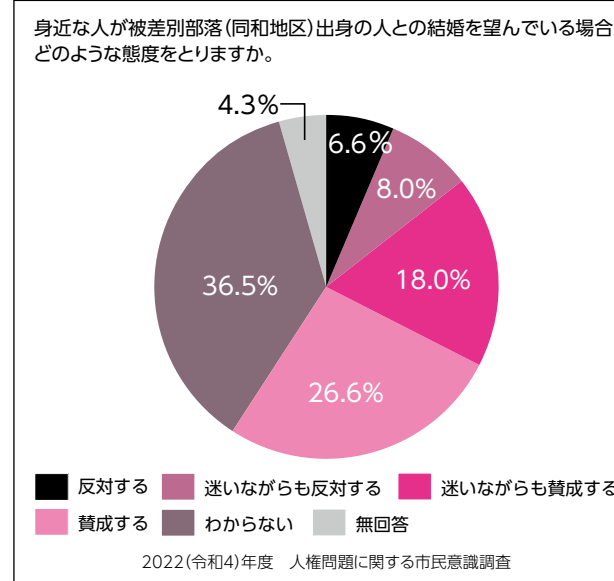
人権問題の解決に向けて

人権施策を効果的に進めていくために同和問題（部落差別）、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍の人などさまざまな人権問題の解決に向けた取り組みを進めていきます。

共に幸せを生きる

もし、あなたやあなたの周りの人が人権侵害を受けた場合は、本市でも相談を受け付けています。

差別や人権侵害を、市民、事業者、市が協力し解決するため、まずは様々な問題について関心を持ち、知ることから始めてみませんか。みんなが安心して暮らしていける人権尊重の社会をつくっていきましょう。



同和問題（部落差別）について考えてみませんか？

同和問題（部落差別）は、日本固有の重大な人権問題です。

長い歴史の中でつくられた身分制度や人々の意識のもとで受けていた差別により、経済的、社会的、文化的に厳しい状態を強いられ、日常生活の中でさまざまな差別を受けてきました。

昨年10月に市民3,200人を対象に実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、「身近な人が被差別部落の人と結婚することを望んでいる場合どのような態度をとるか」という問いに「賛成する」と回答した人は26.6%と、前回の調査（令和元年度22.4%）に比べて高くなりました。その一方で、「反対する」「迷いながらも反対する」と回答した人は14.6%になり、結婚において忌避する意識がいまだに残っていることがうかがえます。

平成26年には部落差別解消推進法が施行され、現在もなお残る部落差別の解消に向けた取り組みを進めていくことが定められています。

みなさんも今一度、同和問題（部落差別）について考えてみませんか。

福知山市の男女比率

項目	割合
女性の就業率	55.0%
女性の非正規雇用率	55.0%
市役所の係長級以上の女性職員比率	31.2%
審議会等の女性比率	30.6%
福知山市議会議員の女性比率	12.5%

参考：令和元年度福知山市男女共同参画に関する市民意識調査
令和4年度男女共同参画に関する年次報告書

令和元年度の市民意識調査の結果では、年齢を問わず女性の就業率は、男性と比べると依然として低く、女性の勤務形態についても非正規雇用が全体の55.0%と、正規雇用の37.5%を大きく上回る結果でした。年々、女性の就業率や審議会等の女性比率は上がっていますが、男女格差の解消のために今後も職場や家庭における男女共同参画の推進、政策・方針決定の場への女性の参画の促進に取り組むことが必要です。

本市では「第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2021」を策定し、女性に対する暴力の背景にある男女格差の解消に向け、女性の就労や起業における支援、男女共同参画に関するセミナーの開催などを通し、女性の人権の確立・市内における女性活躍の推進を図っています。

男女共同参画社会の実現をめざし、まずは日常生活の中でジェンダーの視点を取り入れてみましょう。

■人権推進室 TEL24-7022・FAX23-6537



女性に対する暴力をなくす運動 期間：11月12日～11月25日



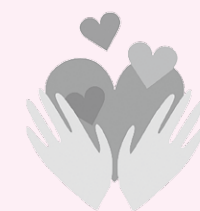
暴力はその対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者などからの暴力、性犯罪・セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。このような暴力をなくすため、毎年、11月12日～11月25日の2週間を、「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、国やさまざまな市町村で広報や啓発を行っています。

暴力には殴る蹴るといった**身体的暴力**だけでなく、言葉や態度により精神的に追い詰める**精神的暴力**、性的自由を奪う**性的暴力**、金銭的自由を与えない**経済的暴力**、相手を社会から隔離させる**社会的暴力**といった様々な暴力があります。被害を拡大させないためには、自分やまわりの大切な人が受けている行為が暴力だと気付くことが重要です。

被害を受けた人はひとりで悩まず、まわりの人や相談機関に相談してください。

各種相談窓口

- ★福知山市人権推進室（男女共同参画センター） 0773-24-7022
- ★福知山警察署 0773-22-0110
- ★京都府北部家庭支援センター 0773-22-9911
- ★性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター #8891（はやくワンストップ）
- ★DV相談ナビ #8008（はれれば）
- ★DV相談プラス（電話・メール・チャットで相談） 0120-279-889



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

(1)人権相談
面談や電話による人権相談を行っています。相談は無料で、秘密は厳守します。また、子どもの人権SOSミニレター事業を行っています。

活動内容

現在、福知山人権擁護委員協議会では、27名の人権擁護委員が積極的な人権擁護活動を行っています。

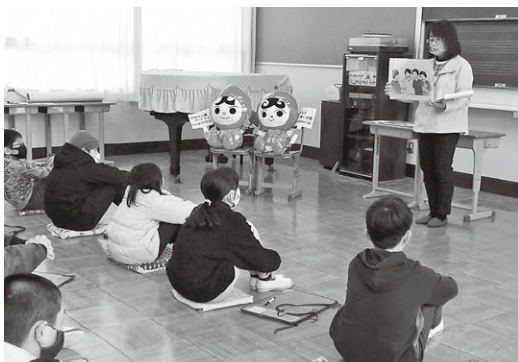
人権擁護委員とは？

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動を行っています。

人権擁護委員活動紹介

(2)人権侵害の調査・救済活動
いじめ、差別、虐待など「人権を侵害された」という被害者からの申告を受け、調査を行うなど、人権に関する問題を解決に導きます。

(3)人権啓発
人権の大切さを多くの人が知り、考えていただくために、保育園や幼稚園、小学校などで人権の花の植え付けや人権教室など様々な活動を行っています。



人権教室

人権相談の日程などのお問い合わせは
人権推進室へ（TEL 24-7021・FAX 23-6537）

女性に対する暴力を生み出す社会的背景

社会的背景

DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなどは「女性」が受けやすく、かつ閉ざされた環境で起こるため、可視化されにくいという特徴を持っています。大きな要因には、ジェンダー（社会的・文化的につくられている性）が未だに日本の社会に存在していることが挙げられます。経済的・社会的に男性の方が女性より大きな力を持つ男性優位の社会構造の中では、男女間で上下関係が生まれやすく、女性が被害を受けやすくなります。

今年の6月に発表された各国の男女格差を数字で表した「ジェンダーギャップ指数」では、日本は146か国中125位と世界と比較しても男女格差が大きく、先進国の中では最低順位の結果となっています。特に経済の分野において男女間の賃金格差や管理職の男女比、政治の分野において国会議員や閣僚の男女比に差があることが大きな要因です。経済社会や政策決定などの重要な場面に女性が参画できないことが男女間の格差につながります。

2023年 日本のジェンダーギャップ指数

分野	順位（今年度）	順位（昨年度）
総合	125位	116位
経済	123位	121位
教育	47位	1位
健康	59位	63位
政治	138位	139位

参考：Global Gender Gap Report 2023

誰もが自分らしく生きられる社会に

多様な性を尊重するために

本市では、令和4年4月「福知山市みんなの多様な性を尊重する条例」を施行しました。この条例は、すべての人の多様な性のあり方を大切にし、認め合うことを基本理念としています。

学校での取り組み

市内の小中学校では、多様な性を尊重するため、様々な取り組みが行われています。例えば、児童・生徒の名前を呼ぶ際は、性別にとらわれず「〇〇さん」と呼ぶ学校があります。また、上履きなど持ち物の色による男女の区別をなくしている学校も多く、無意識の先入観や偏見をなくし、子どもたちが自分らしく過ごせるよう工夫されています。

お互いを認め合おう

福知山市教育委員会では、令和5年3月に高校生などを対象に多様な性についての学習会を実施し、多様な性についての理解を深めるとともに、意見交換を行いました。

性のあり方にはグラデーションがあり、明確に分類されるものではありません。そして、これは性のことに限った話ではありません。私たちは、一人ひとりが異なる個性や価値観をもっています。グループワークの中では、こうしたことを理解し、「いろいろな人の思いに寄り添えるようになりたい」などの意見が出され、お互いを認め合うことの大切さを共に考える時間をつくりました。

私たちにできること

あなたの身近にも多様な性についての悩みを抱えている人がいるかもしれません。

子どもも大人も、誰もが自分らしく生きられる社会をめざして、それぞれの立場で考え、行動していきましょう。



就学援助制度について

【電子申請が始まります！】

就学援助制度とは

経済的な理由で就学が困難な市立小学校・中学校または府立中学校に通う児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品や給食費などの経費を援助するものです。

◆失業などのために経済状況が令和5年以降に大きく変わった人も対象となる場合があります。
◆年度途中でも随時受け付けています。

【詳しくは】
・福知山市教育委員会
ホームページ
・在学中の学校または
学校教育課まで



(入学前申請)

(継続申請)

◆今年度中に新たに援助を希望する人は、在学中の小・中学校で申請書を受け取り、学校へ提出してください。
◆令和6年度分の新規申請及び継続申請は二次元コードから電子申請することが出来ます。

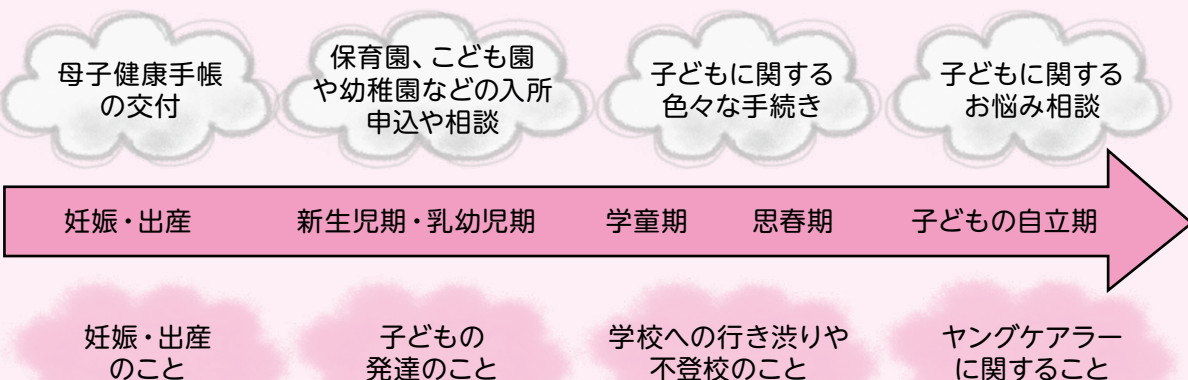
■学校教育課

(TEL 24-7062・FAX 24-4880)

すべての子どもとその家族の相談窓口

本市では、平成30年度から子ども政策室に「子育て総合相談窓口」を置き、お子さんとその家族のあらゆる相談に応じています。妊娠期の健康づくりのサポートから、子どもたちが社会的に自立する力を育むまで切れ目のないサポートを行っています。

福知山市子育て総合相談窓口



【問い合わせ先】

〒620-0035 福知山市字内記100番地 ハピネスふくちやま1階

【電話】0773-24-7055 【FAX】0773-23-7011

【時間】平日：午前8時30分～午後5時15分（水曜日：午後7時まで）

※土・日・祝日・年末年始は休み

LINE相談も行っていますので、いつでも気軽に相談してください。

『LINEで子育て相談』
子育てに関する様々な相談ができます。



子育て世代が気軽に交流できる場所「りとのハピネス」
(三段池公園総合体育館内)



多様な学び、安心できる居場所「SIROらぽ」
(福知山駅前)

<社会全体の動き>

「こども基本法」が令和5年4月に施行され、社会全体でも子どもや若者のみなさんが自分らしく幸せに成長でき、暮らせる社会をめざす取り組みが始まりました。(居場所づくり、いじめ対策、働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など)

子どもも大人も、みんなが幸せな生活を送ることのできる社会をつくっていきましょう。

■子ども政策室 TEL24-7055・FAX23-7011

障害のある人もない人も共に生きる社会をめざして

障害のある人への合理的配慮が事業者も義務化に

平成28年4月に、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をめざして「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

この法律は、行政機関や事業者が障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申し出があった場合には「合理的配慮の提供」を求めています。

令和3年に法律の一部が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が努力義務から義務とされました。令和6年4月からは改正法が施行され、事業者が合理的配慮が求められます。

障害のある人への合理的配慮に取り組む企業を紹介
あいサポート企業を訪問しました！

積水ハウス株式会社近畿西支店



🔊 Check it out !!
あいサポート企業

市では様々な障害の特性や障害のある人に必要な配慮などを学ぶ“あいサポーター研修”を受講いただくことで、障害の理解者の輪を広げ、障害のある人が暮らしやすいまちをつつていく“あいサポート運動”に取り組んでいます。

企業や団体として、あいサポーター研修を受講し、運動の周知や継続した障害理解の学習、合理的配慮に取り組まれている場合にあいサポート企業または団体として認定しています。

このマークが
あいサポート企業の印です→



あいサポート運動との出会い

建築業に加え、地域に根差し、地域に必要とされる企業をめざして、地域貢献活動にも積極的に取り組まれています。コロナ禍でボランティアの受け皿が減り、社内で地域のために取り組めることがないか考えていた時に、あいサポート運動を知り、令和4年に支店としてあいサポーター研修を受講されました。

研修後の障害への関心の高まり

社内では、毎日社員の一人が数分間のスピーチをされています。研修後に電車通勤している社員から、駅で白杖を使用している人に何か手伝えることがないか声掛けができたことや白杖を高く掲げられている時はSOSのサインだから声をかけようというスピーチがあり、社内の障害への関心が高まったそうです。

障害のある人への配慮

▶社屋は誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインを採用されています。車いすが通れる通路、エレベーターや優先駐車場の設置、室内はもとより道路から入り口まで緩やかな傾斜で段差のない設計がされています。

▶あいサポート企業認定以後は、聞こえない聞こえない人のために受付に筆談ボードや筆談してくださいと意思表示するためのカードを置かれています。

▶メイン事業である建築業においてはユニバーサルデザインに加えて「心地よさ」を追究されています。廊下や階段などは、手すりの設置や車いすでの移動が可能な幅を標準とされ、将来を見据えた設計がされています。

事業者の合理的配慮が求められる今、企業・事業所であいサポーター研修を受講してみませんか。市民向けのあいサポーター研修も12月10日に開催します。障害のある人も暮らしやすいまちをめざして、障害を知ることから始めてみませんか。

■障害者福祉課 TEL24-7017・FAX22-9073



相手に配慮した
わかりやすい日本語

やさしい日本語とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。本市には約1200人の外国人が住んでいます。必要ですが、国籍は様々です。必要な情報をすべての言語に翻訳して伝えることは困難ですが、簡単な日本語であれば理解できるという人もいます。そのため、効果的といわれています。また、子ども、高齢者や障害のある人など様々な人にとっても分かりやすい点で有効な伝達手段です。

文章の難しさを調べる
ツールを試してみよう

やさしい日本語を使った文章の作成に活用してもらうために、文章や語彙の難易度を調べられるツールが無料で公開されています。当たり前のように使っている文章を当てはめてみると、意外な結果が分かるかもしれません。



やさしい日本語の研修会の様子

やさしい日本語を
使ってみよう

本市では、誰もが幸せを生きるために、多文化共生とユニバーサル社会の推進に取り組んでいます。やさしい日本語の普及では、職員だけでなく市民でも参加できる研修会を実施しています。うまく伝わらないと感じることがあれば、やさしい日本語を使ってみてください。

やさしい日本語にするためのポイント

ポイント	説明
簡単な言葉を使う	自治会→近くに住む人たちがつくる会
一文を短くする	20字程度が目安、箇条書きも有効
二重否定を使わない	使えないことはない→使える
曖昧な表現は使わない	おそらく、たぶん、～くらい
図や表を使う	視覚的にわかりやすくする

これらは一例です。日本人にも外国人にもわかりやすい文章にすることで、誰もが理解しやすいやさしい日本語になります。

■まちづくり推進課
TEL24-9174・FAX23-6537

日本語の難しさを調べるツール（無料のウェブサイト）

▶やさになちチェック

調べたい文章を入力し、診断ボタンをクリックすることで、レーダーチャートで診断結果がでます。



▶リーディング チュウ太

調べたい文章を入力し、語彙をクリックすることで、単語レベルなどを知ることができます。



人材育成事業 沖縄人権文化体験研修

本市では、国内最大の地上戦の地である沖縄の歴史や文化、そして沖縄戦の実相にふれ、戦争の悲惨さと平和の尊さを学び、豊かな人権感覚を養うとともに自ら学んだことを学校や地域で活かすことのできる人材の育成を目的にこの事業を実施しています。今年は、4人の高校生が7月23日(日)～7月25日(火)の3日間研修に行きました。参加した高校生の印象に残っている場所と感想を紹介します。

■平和の礎

平和の礎には、沖縄戦で亡くなられたたくさんの方の名前が刻まれていました。その文字は、位の高さや国籍は関係なく命の大きさは平等という理由からどれも同じ大きさで刻まれており、命の尊さを改めて実感しました。



■ひめゆりの塔・ひめゆり平和祈念資料館
ひめゆり学徒隊の仕事内容や壕の中の生活の様子について学習しました。学徒隊は、水くみ、飯あげ、死体の埋葬、ウジ虫取り、伝令などの仕事を行っていました。私たちと歳の変わらない当時の女学生が、こんなにも大変で怖い思いをしていたことを知り胸が苦しくなりました。



■現地学習を終えて
「沖縄戦はまだ終わっていない」というガイドさんの言葉が印象に残っています。もう二度と戦争が起きないように過去の出来事を少しでも多くの人に伝え、平和や命の大切さについて考えていきたいと思っています。

■ピースフォーラム in 福知山
9月18日(月)・祝、ピースフォーラム in 福知山では、広島平和行動に参加した中学生と沖縄人権文化体験研修に参加した高校生が学習成果の報告会を行いました。後半は、小・中・高校生と一緒に平和のワークショップを行い、戦争や原爆投下によって身近にある大切なものを失う怖さや平和の大切さについて学びました。

■対馬丸記念館
対馬丸記念館では、沖縄から疎開する子どもたちを乗せた対馬丸がアメリカ軍の魚雷攻撃を受け、乗船していた約1700名のうち約8割の人が犠牲になったことを学びました。二度と戦争によって罪のない人の命が奪われないように学んだことを語り継いでいかないと決まっています。



■アブチラガマ(糸数壕)
アブチラガマでは、当時の様子を体験するため懐中電灯の明かりを消しました。中は真っ暗で何も見えず、天井から水滴がポトポトと落ち、空間はジメジメしており、とても恐怖を感じました。当時ガマの中で生活していた人の気持ちに思いをはせることができました。



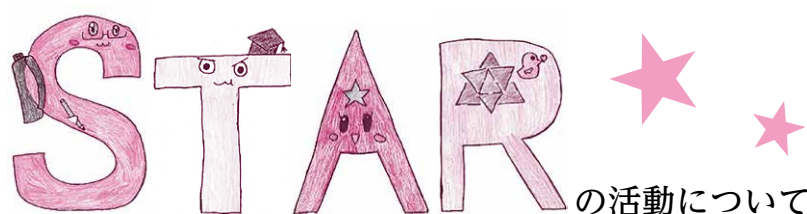
■実際に現地を訪れ学ぶと、自分の肌で戦争の怖さ・悲惨さを感じることができました。とても貴重な体験をし、当時の状況や戦争について知ることができました。



啓発活動

■第55回人権を考える市民のつどい
8月29日(火)に開催された、第55回人権を考える市民のつどいでは、沖縄人権文化体験研修参加者に対し「福知山市人材育成リーダー」の委嘱を行いました。

また委嘱式の後、市民のみなさんに学習成果を報告しました。



会員募集中!!!
いつからでもどなたでもSTARの事業に参加いただけます！一緒に楽しく人権について考え学びませんか。
会員申込はこちらから →



★STAR (スター) とは？
Study (学ぶ) Think (考える) Act (行動する) Right (権利) の頭文字をとってSTARと名付けられました。

★活動内容は？
・ワークショップ
豊かな人権感覚を身につけるため人権ワークショップを行っています。ニュースポーツの体験やSDGsすごろくの実践を通して学習しました。
・ヒューマンフェスタ映画上映会
親子で人権を考えるきっかけづくりを目的として、みんなで楽しみながら学ぶことができるイベントです。STAR会員が、司会や受付などスタッフとして主体的に運営に携わっています。

その他にもいろんな活動をしています！関心のある人は、ぜひ参加してください!!

★STARの会員にはどんな人がなれるの？

子ども会員 (市内の小学1年生～中学3年生)

他の学校の子どもたちとお話ししながら一緒に活動しませんか。

高校生・大学生サポーター

小・中学生と一緒に人権について学習しませんか。

大人会員

子どもたちを見守り活動してくれる人、子どもと一緒にイベントを盛り上げてくれる人大歓迎です。

教育集会所に行ってみませんか？

教育集会所は、人と人とのふれあいを大切にするを目的に教育・啓発・文化交流などの活動を推進する施設として設置しています。各集会所独自で主催事業を展開しており、高齢者向け教室や文化教室にどなたでも参加することができます。

また、貸館として文化サークル・レクリエーション活動、自治会・公民館活動、子育て支援活動など、各種団体の諸活動に利用できます。ただし、政治・宗教活動や営利目的での貸館はできません。

施設名	電話番号	施設名	電話番号
前田教育集会所	27-4327	上小田教育集会所	33-2823
夕陽が丘教育集会所	23-6498	三岳教育集会所	33-2824
小田教育集会所	33-2094	大正文化センター	22-5729
旭が丘教育集会所	22-4649	夜久野町教育集会所	37-0370
庵我教育集会所	23-7236	昭和集会所	57-0001
岡ノ三教育集会所	23-7232	金屋ふれあいセンター	56-1802
金山教育集会所	36-0634	新町コミュニティ会館	56-1992
下豊富会館	22-0365	※施設管理人の駐在日・時間は館毎で違います。	

※使用料無料。ただし光熱水費実費が必要な場合有。12月29日～1月3日休館。土・日・祝日の利用可。ご利用の場合は、1週間前までに集会所または人権推進室までお申込みください。



■人権推進室 (TEL24-7021)

●認知症について一緒に学びましょう

◎認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするサポーターです。



日程	時間	場所	定員	申し込み・問い合わせ先
令和5年11月25日(土)	午後2時～3時30分	日新地域公民館	30名	日新地域包括支援センター
令和5年11月30日(木)	午後1時30分～3時	市民交流プラザふくちやま	20名	南陵地域包括支援センター
令和5年12月 5日(火)	午後2時～3時30分	大江町総合会館	20名	大江地域包括支援センター
令和6年 3月13日(水)	午後1時30分～3時	川口地域公民館	20名	川口地域包括支援センター

★各講座の詳細は、各地域包括支援センターにお問い合わせください。

★上記以外にも、随時、地域団体や学校、企業などを対象に出前講座も受け付けています。

◎認知症サポーターステップアップ講座

認知症サポーターのうち、『もっと認知症について学びたい』『認知症の人が、地域で安心して暮らせるように自分ができるところを見つけたい』人に講座を開催します。

受講された人には、『オレンジサポーター』として、認知症カフェなどで活躍していただきます。

日時：令和6年1月17日(水) 午前10時～午後3時



《問い合わせ先》 ■地域包括ケア推進課 (TEL24-7073・FAX22-9073)

地域包括支援センター	電話番号(0773)	FAX(0773)	地域包括支援センター	電話番号(0773)	FAX(0773)
南 陵	48-9252	22-9073	三 和	58-3010	58-3013
桃 映	48-9525	22-9073	川 口	45-3904	45-3904
成 和	45-3906	45-3906	夜 久 野	37-1108	37-5002
日 新	45-3227	45-3073	大 江	56-1106	56-2018
六 人 部	45-3905	45-3905			

～個人の尊厳が尊重され、認知症の有無にかかわらず、みんなが安心して暮らし続けられる地域をつくっていきましょう～

人にいちばん近いまちづくり「第56回人権を考える市民のつどい」

今年、世界人権宣言採択75周年を迎えようとしている中、人権侵害や平和が脅かされる状況がいまだに続いています。人権について市民みんなで考える機会とするとともに、「次の世代へつなぐ、伝える」ため、一緒に学びませんか。

時 令和5年12月8日(金) 午後6時30分から
場 福知山市民ホール(ハピネスふくちやま4階) 定 350人(先着順)
内 人権講演会「出会いこそ、生きる力」
講 サヘル・ローズさん(俳優・タレント)
問 人権推進室 (TEL24-7021・FAX23-6537)



認知症の人と共に暮らせる まちづくりをめざして

高齢化が進行する中で、2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると予測されており、認知症は誰でもなり得る可能性があります。しかしながら、認知症の人や家族に対する正しい知識や理解は十分とは言えない状況です。



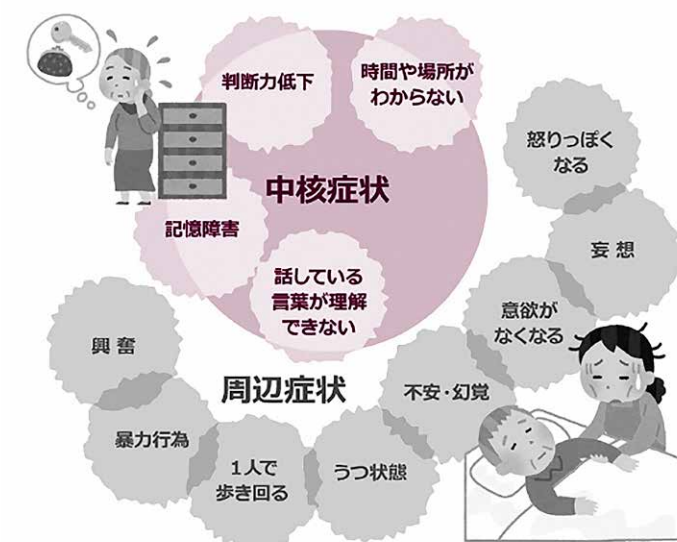
●認知症基本法の理念

『認知症基本法』(R5年6月制定)とは、認知症の人が、尊厳(自分が自分らしくいるために大切にしていること)を保ちながら希望を持って暮らすために定められた法律です。認知症の人だけでなく、誰もが自分の得意なことやできることで活躍し、互いに力を合わせ、支え合いながら、ともに暮らすことができる社会を実現することをめざしています。

●認知症って？

物忘れや季節がわからない、これまでできていた家事ができなくなるといった症状を中核症状といい、脳の神経細胞が壊れることにより起こります。

それとは区別して妄想や徘徊、暴力といった症状を周辺症状といい、不安や体調、環境の変化により引き起こされます。中核症状を抑えることは難しいですが、周辺症状は、周囲の人の正しい接し方により軽減させることができます。



認知症は、自覚症状がない場合もありますが、「最近よく忘れる」「何かおかしい」と本人自身が戸惑ったり、不安になったりすることがあります。周りの人は、その気持ちを理解し対応することで、本人の不安を和らげることが出来ます。

具体的な対応の7つのポイント

- ①まずは見守る
- ②余裕をもって対応する
- ③声をかけるときは一人で
- ④後ろから声をかけない
- ⑤やさしい口調で
- ⑥おだやかに、はっきりした話し方で
- ⑦相手の言葉を聞き取りゆっくり対応する

身元調査お断り運動

～身元調査しない・させない・見逃さない～

身元調査（聞き合わせ）とは、結婚や就職のときに、本人から直接聞くのではなく、本人の知らないところで、知人や調査会社などを通して、国籍や家柄、出身地、信条などの個人に関わる情報を調べるといいます。

身元調査をすることは、個人の知られたくないことまで調べるというプライバシーの侵害だけでなく、差別を助長する重大な人権侵害であることを認識しましょう。



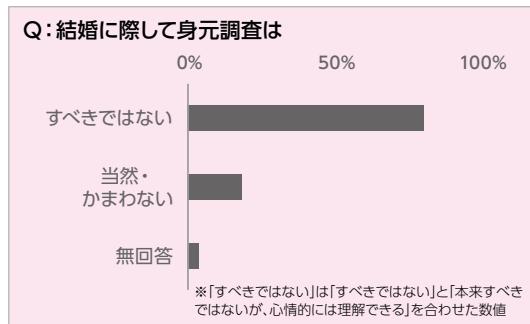
全国的に、戸籍謄本などを不正取得したり、同和地区の所在を問い合わせる事案が発生しています。福知山市においても、同様の事案が繰り返し発生しています。こうした問い合わせは、結婚や宅地購入などの際に、所在や身元を調べ、避けたり排除しようという意識によるものと考えられます。

市民の意識調査結果(2022年)を見ると、

ほとんどの人（84％）は身元調査はすべきでないと回答している一方で、未だに身元調査は「当然」、「してもかまわない」と回答した人は13％います。

このように、身元調査を容認する意識はなくなっていません。

今後も、粘り強く身元調査を「しない・させない・見逃さない」取り組みを進めていく必要があります。



「事前登録型本人通知制度」に登録しましょう！

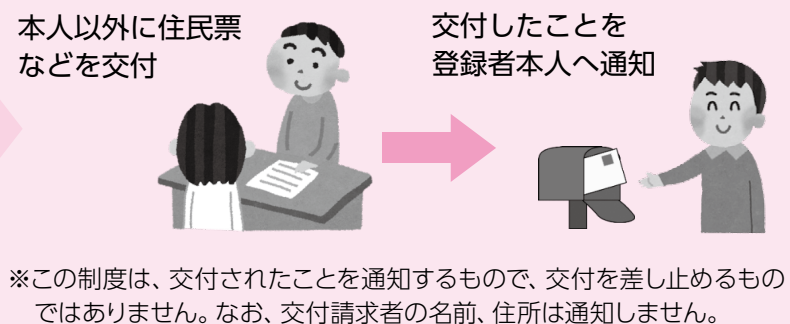
事前登録型本人通知制度は、住民票や戸籍を不正に取得されることを抑止し、市民のみなさんの人権とプライバシーを守るものです。

不正取得の早期発覚につなげるため、ぜひ事前登録型本人通知制度に登録しましょう。

登録するとき

- 受付窓口
市民課、各支所、各児童館、各人権ふれあいセンター
- お持ちいただくもの
運転免許証など本人確認できるもの
※顔写真がないものは、本人確認できるものが2つ必要になります。

登録した後（本人以外に住民票などを交付したときは）



←次のページに申請書を掲載しています。ぜひ、ご登録ください。

■市民課 (TEL24-7014・FAX23-6537) 人権推進室 (TEL24-7021・FAX23-6537)

人と人との温かい心が

こだまし合うまちづくりへ



こだま教育とは

本市は、教育目標を「自分のために 人のために 社会のために 共に幸せを生きる人材の育成」と定め、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、教育を尊ぶ気風のあるまちの創出をめざしてきました。その中心となるのがこだま教育です。現在、家庭・地域の教育力を高めるために、長年継続されている「街角黒板を使った掲示教育の取り組み」と「家族だんらんの日の取り組み」があります。

街角黒板を使った掲示教育について

こだま教育の街角黒板をどこかでご覧になったことはありませんか。

実は、本市には現在337か所に掲示板があり、市内各所で見るができます。これは、本市だけの大きな特色です。この掲示文は、心温まる統一メッセージを市内の各自治会で選ばれた推進員さんに月2回掲示していただき、市民のみなさんに読んでいただいで

います。

46年の歴史を持ち、本市において昭和53年より、「教育のまち福知山」が市全域にこだまし、広がることを願い、取り組まれるようになりました。その後、平成、令和へと引き継がれ、本市の特色ある取り組みの一つとなっています。

毎月11日は「家族だんらんの日」

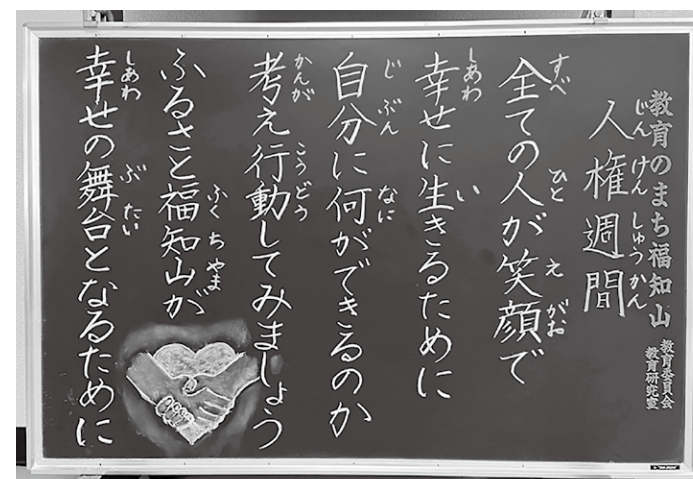
平成23年度から、次代を担う青少年の健やかな成長を願い、毎月11日を「家族だんらんの日」としています。家庭や地域とのつながりやふれあいを大切にし、温かみを感じたり、伝え合ったりする中で、人と人との絆を確認し合い、子どもたちの健全育成を市民総ぐるみ、社会総がかりで推進するよう努めています。

その一環として、市民公募「『家族だんらんの日』手紙・作文集」を発行して、市内全戸に配布しています。これらも、本市全体で力を入れている取り組みの一つです。

次代の福知山を担う子どもたちのために

これからも、私たち大人が家族のだんらん、地域でのふれあい、あいさつ運動などを通して、子どもたちを温かく包み込むことで、子どもたちが人を思いやり、つながり合う心地よさを感じながら、たくましく心豊かに生き抜く大人に成長してほしいと心から願っています。

市民のみなさん、人と人との温かい心がこだまし合うまちづくりが一層進みますようこだま教育へのお力添えを引き続きお願いいたします。



■生涯学習課 TEL24-7064・FAX24-4880

本人通知制度登録申請書

年 月 日

（あて先）福知山市長

窓口に来た人 （申込者）	住 所	〒 ー （福知山市）		
	氏 名	フリガナ		
	連絡先	自宅・携帯 ー ー		
申込者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 法定代理人以外の代理人			

福知山市住民票の写し等の第三者等交付に係る本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

登録申請者①	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	
登録申請者②	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	
登録申請者③	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	
登録申請者④	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	

注 申請の際に次の書類を提出又は提示してください。郵送の場合は、写しを提出してください。

- ① あなたが本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
- ② あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- ③ あなたがこの申請に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）。ただし、同一世帯又は同一戸籍に属する者の登録申請をする場合、氏名欄に本人の自署があれば委任状の添付は不要です。

※ 次の欄は、記入しないでください。

本人確認	1	免・住・個・旅・身・療・在・外・その他（ ）			3		権 限 確 認
	2	保・年・社・学・その他（ ）			番号		戸・後・委
受 付	名簿登録	処理日	登録日	審 査	決 裁		
		/	/				